

**外ヶ浜町地域包括支援センター**

**(外ヶ浜町福祉課)**

**業務継続計画 (BCP)**

**～感染症編～**

**外ヶ浜町地域包括支援センター**

**令和7年4月**

## 目次

1 目的	1
(1) 計画の基本方針	1
2 平常時の対応	
(1) 体制構築・整備	1
(2) 感染防止に向けた取り組みの実施	1
(3) 備蓄品(防護具・消毒液等)の確保	2
(4) 研修・訓練の実施	2
(5) B C Pの検証・見直し	2
3 初動対応	
(1) 第1報	3
(2) 感染疑い者への対応	3
4 感染拡大防止体制の確立	4
5 職員の確保	4
別表1	4

## 1 目的

本計画は、感染症（新型コロナウイルス等）が蔓延した場合においても、サービス提供を継続するために外ヶ浜町地域包括支援センター（以下センターという）の実施すべき事項を定め、平素から準備を行い、危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限にとどめる環境を整えることを目的とする。

### （1）計画の基本方針

本計画の基本方針を以下のとおりとする。

#### ① 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める。

#### ② サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

#### ③ 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大の防止に努める。

（2）本計画の主管部門は、別表1の感染対策委員会（以下「委員会」という。）とする。

## 2 平常時からの対応

平常時から、計画の周知、見直し、研修及び訓練を行い、感染症の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める。

### （1）体制構築・整備

職員は、それぞれの役割を認識し、スムーズに活動できるようセンターの体制をあらかじめ確認したうえで、情報伝達の流れ及び連絡先リストを確認して、報告ルート、報告方法及び連絡先等を事前に整理しておく。

感染対策委員会の統括責任者は、管理者である福祉課長とし、代行者を福祉課課長補佐とする。

### （2）感染防止に向けた取り組みの実施

#### ① 基本的な感染症対策の徹底

- ・事業所の利用者及び職員は、体温測定などの健康管理を実施し、感染が疑われる場合には速やかに管理者に連絡し、他者との接触を避けるための措置を講ずる。
- ・来所時は全員が手洗い、うがい、手指消毒を行うよう努める。

- ・室内の換気を定期的に行う。
- ・会議、ミーティング等対面でおこなうものは短時間で終了するよう努力する。

#### ② 職員・利用者の体調管理

- ・職員：体調の変化がある時は受診、またはコロナ抗原検査を各自施行する。
- ・利用者：発熱者はコロナ抗原検査を推奨する。

#### ④ 緊急連絡網を整備するとともに、個々の連絡に留まらず複数の職員に同時に連絡できる方法も活用する。

### (3) 備蓄品（防護具、消毒液等）の確保

感染が疑われる者への対応等により使用量が増加する可能性があること、発注後納品されるまで時間がかかるなどの可能性を踏まえ、備蓄量や発注方法について職員間で情報を共有する。その際、使用期限等があるものに関しては十分留意する。

### (4) 研修・訓練の実施

#### ① 業務継続計画（以下「BCP」という。）の共有

策定したBCPを職員間で共有し、見直しや修正部分の検討を行う。

#### ② BCPの内容に関する研修

研修は、以下のとおりとする。

- ・BCP研修：年1回以上、全職員を対象に、感染症及び災害に係るBCPの具体的内容を共有し、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を目的に実施する。

#### ③ BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）

年1回以上、感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法等の確認などの机上訓練及び実地訓練を実施する。

### (5) BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させる。

- ① BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ② 教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ③ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

### 3 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について迅速な行動がとれるよう準備しておく。

感染の疑いをより早期に把握できるよう、毎日の検温や体調確認等により、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意する。体調不良を自発的に訴えられない利用者もいるため、活動量の低下や食事量の低下等いつもと違う様子にも気を付ける。

職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域の医療機関に電話連絡し、指示を受ける。

管理者等は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。

#### (1) 第1報

##### ① 管理者等への報告

感染疑い者が発生した場合、担当職員は速やかに管理者等に報告する。

##### ② 地域の身近な医療機関へ連絡

主治医や地域の身近な医療機関へ電話連絡し指示を受ける。利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。

##### ③ 事業所内の情報共有

- ・状況について事業所内で共有する。
- ・氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有し、事業所内での感染拡大に注意する。

##### ④ 関係事業所等への報告

- ・状況について関係事業所に報告し、サービスの必要性を検討する。
- ・早急に対応が必要な場合などは、当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を速やかに行う。
- ・電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。

##### ⑤ 家族への報告

必要に応じて状況について利用者の家族へ報告する。

#### (2) 感染疑い者への対応

##### ① サービス提供の検討

サービスの必要性を検討したうえでサービス提供の継続の可否を検討する。

##### ② 医療機関受診

医療機関の指示に従い、受診等を行う。

## 4 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査等対応中に迅速に感染拡大防止体制を確立する。

- ① 必要時外ヶ浜町、東津軽保健所へ感染状況を報告し、感染拡大防止策について指示を仰ぐ。
- ② 当該利用者が利用しているサービス事業者へ速やかに情報提供する。
- ③ 当該利用者へのサービスを中断する場合は、家族等による支援が不可能な場合は医療機関への入院を検討する。

## 5 職員の確保

介護予防支援業務にかかる職員不足が見込まれる場合は優先業務を優先して対応し、勤務可能な職員では対応しきれない場合は福祉課内保健師等の協力を得る。職員の不足が見込まれる場合には早めに応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働や一部の職員への業務過多にならないように配慮する。

附 則

本計画は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

感染対策委員会

職名	職種
委員長(管理者)	外ヶ浜町福祉課長
委員	外ヶ浜地域包括支援センター社会福祉士
委員	外ヶ浜町地域包括支援センター主任介護支援専門員
委員	外ヶ浜町地域包括支援センター保健師
委員	その他管理者が必要と認める者